

広島県公安委員会告示第 95 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 12 月 24 日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
0 S11 86	告示の日 (令和 2 年 12 月 24 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	S ライライエイサ ー C X - 30	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 秀治 (神奈川県厚木市中町二丁 目 7 番 10 号)	左同
0 S11 34	同上	同上	S 政宗 3 C A 5	株式会社大都技研 代表取締役 木原 海俊 (東京都台東区東上野一丁 目 1 番 14 号)	左同
0 P08 96	同上	ぱちんこ 遊技機	P 笑ッせえるすま ん最後の忠告 M J Y 2	株式会社サンセイアールア ンドディ 代表取締役 梅村 尚孝 (愛知県名古屋市中区丸の 内二丁目 11 番 13 号)	左同
0 P13 58	同上	同上	P ジューシーハニ ー 3 M G Y 2	同上	左同